## 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A

東京歯科保険医協会 2020年4月9日作成

### <歯科医院対応>

- Q スタッフに感染の疑いが出た場合、歯科医療機関としてどうしたらよいか。 保健所への連絡、滅菌、休診をしなければならないか。
- A スタッフに感染の疑いが出た場合は、すぐに保健所へ連絡をしましょう。現在の対応ですと、2 週間の休診指示が出る可能性が高いです。歯科医療機関内の消毒は保健所では実施してもらえません。各歯科医療機関で行うか、業者に依頼することになります。費用は自己負担です。
- Q新型コロナウイルスが流行っているが、どのような対応をしたらよいか。
- A 院外・院内掲示によって、患者さんに発熱などの症状がみられるなどで新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応策や、自院での院内感染防止対策などを知らせている歯科医院が多いようです。院内掲示があるだけでも患者さんは安心感を得ることができます。協会 HP 内にひな形 (テンプレート)などがありますので、ぜひご活用ください。
- Q 院内感染がおこった病院の近くにあり、今後の診療はどのようにしたらいいか。緊急事態宣言がされたことにより休診にしたときの補償などあるのか。
- A 緊急事態宣言がされましたが、法律の範囲外のため、歯科医院に対して強制的 な業務停止命令が出されることはありません。そのため、休診の判断は、各院 長・管理者に委ねられます。また、政府は大規模な経済的補償を策定していますが、歯科医院の予防的閉鎖に対しての助成金や補償などは現在のところ出ていません。その代わり、融資制度や労働者の雇用継続に対する助成金が設けられています。

### <助成金、融資制度等>

- 労働者の雇用継続に対する助成金について教えてほしい。
- A ①雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

詳しくは

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

をご参照ください。

②新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもや新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業主に対して助成されます。

詳しくは下記をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\_00002.html

- Qコロナウイルス関連の融資制度について教えてほしい。
- A 日本政策金融公庫が金利の引き下げと利子補給制度を併用した実質無利子の 融資制度などを整備しております。また、その他信用保証協会の融資諸制度、 資金繰り支援相談窓口などもございますので、詳しくは経済産業省 HP をご 参照ください。

# https://www.meti.go.jp/covid-19/

また、独立行政法人福祉医療機構からも「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった医療関係施設等に対する優遇融資」といった金利面など、かなり優遇された融資制度が用意されておりますので、そちらもご検討ください。詳しくは下記をご参照ください。

https://www.wam.go.jp/hp/fukui\_shingatacorona/

- Q経営悪化した場合の納税についての優遇措置などはあるか。
- A 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、

原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。猶予が認められると、猶予期間中の延滞税の一部も免除されます。申請は税務署で行いますので、まずは所轄の税務署にご相談ください。

## く共済制度>

- Q新型コロナウイルスにり患し、休診にした場合、協会の休業保障制度や第2休保は対象となるのか。
- A加入者が新型コロナウイルスにり患した、もしくはり患した疑いがあるなど、第3者の医師が診断し、休業を必要と認めた場合は、給付の対象となります。 詳しくは共済部(03-3205-2999)までお問い合わせください。

### <労務>

- Q 新型コロナウイルスのスタッフや患者さんへの感染が怖いので、診療所を 2 カ月程休診にしようと思う。スタッフは全員パートなのだが、給与は支払わなければいけないか。
- A 予防的休診は現在のところ、事業主都合と判断される可能性が非常に高く、労基法上では60%の給与の支払いが求められます。厚労省の見解では、できる限り100%の給与支払を求めています。従業員からも要請があれば、助成金の活用や、有給休暇の消化などを話し合いの上で決めましょう。
- Q従業員から倦怠感があるため、当分の間、休みたいという申請があった。この 場合、給与の支払いはどうなるか。
- A 従業員からの申し出の場合は、給与支払の義務はありません。休みたいという申し出があった場合は、有給休暇を取得するか、有給休暇日数がなければ欠勤扱いで問題がないかなどの確認はした方が良いでしょう。
- Q 政府から診療所閉鎖の指示がおりた場合や、自粛による売り上げ不振で休診 する場合、従業員に対しての給与の支払いはどのようになるか。
- A 現在の法律では指示はできませんが、今後緊急的にそのような状況になった場合は事業主都合とは言えない状況になりますので、給与の支払い義務はなくなる可能性が高いです。また、厚労省の見解では、自粛による売り上げ不振での休診については、休業手当の支払い義務を課すことは難しいとしており、日本労働弁護団は最終的に裁判所の判断になるとしています。

- Q 新型コロナウイルスの影響で患者が激減し、4 月から採用予定だった歯科衛生士の採用を見送らなければいけなくなった。こちらから採用通知は郵送してしまったが、取消はできるか。
- A厚生労働省の指針では、内定取り消しの対象となった人に対し、就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、内定取り消しを受けた人への補償等の要求には誠意を持って対応することとされています。一切のフォローがなく、法律上補償も必要ないと決めつけて、一方的に内定取り消しを行うことは労働訴訟に発展しかねません。苦しい状況なのは理解できますが、内定が決まっていた人は翌月からの所得が一切なくなり、生活もままならなくなってしまうこともよく考えて、必ずアフターフォローは行ってください。
- Q 今回のコロナウイルス感染症の影響で、診療所の開院時間を変更したい。従 業員も時差勤務をお願いする。手続きはどのように行うべきか。
- A 診療所の時間変更については、保健所と厚生局に届出が必要です。長期にわたる変更である場合は、必ず届出をしてください。従業員の方に対しては、労使協定を結んだ上で行う必要があります。今回のコロナウイルス感染症に伴う業務時間変更に関しては、既に1年間の36協定を結んでいる場合でも、特例的に変更を認めています。

#### <緊急事態宣言への対応>

- O「緊急事態宣言」はどの程度の期間続くのか。
- A「緊急事態宣言」を行う際は、国民の生命や健康に著しく重大な被害を与える おそれがある場合と、全国的かつ急速な、まん延によって国民生活と経済に 甚大な影響を及ぼすおそれがある場合の2つの要件をいずれも満たす必要 があると定められています。

今回の対象地域は東京、埼玉、神奈川、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県とされ、期間に関しては現状5月6日までの1か月間とされましたが、状況によっては延長される可能性もありますので、留意してください。

- Q 緊急事態宣言が出されたが、ロックダウン=都市の封鎖はできるのか。
- A 厚生労働省などによりますと、日本で「ロックダウン」=都市の封鎖を行うには、根拠となる法律が必要ですが、施行された「新型コロナウイルス対策特別措置法」には、「ロックダウン」という言葉は、どこにも書かれておらず明確な定義もありません。

- Q 宣言が出されたが、外出もできなくなってしまうのか。
- A 特措法では外出禁止まで強制させることはできません。特措法の 45 条では「都道府県知事は生活の維持に必要な場合を除き、みだりに当該者の居宅、または、これに相当する場所から外出しないこと、その他の感染の防止に必要な協力を要請することができる」と書かれていて、あくまで外出自粛の「要請」にとどまり、外出した際の罰則はありません。
- Q 交通なども制限されてしまうのか。
- A 交通機関についても、都市封鎖するために公共交通機関を止めることは法律で定められていません。特措法の 20 条と 24 条には、総理大臣や都道府県知事は、鉄道会社などの「指定公共機関」と、総合調整を行うことができるとされています。これはストップさせるというよりも、感染が拡大した際でも公共機関の職員は働かなければいけないため、「最低限、交通機関を動かしてください」というものです。鉄道などを止めることは想定していません。また、道路についても、特措法で封鎖できるという規定はありません。
- Q 店舗、施設などは休業しなければいけないのか。
- A 店舗などの営業についても、特措法の 45 条 2 項で「多数の者が利用する施設」は、使用制限や停止を「要請」できるとなっていて「多数の者が利用する施設」は政令で定められています。主なものは、映画館や展示場、百貨店やスーパーマーケットのほか、ホテル、美術館、キャバレー、学習塾などとなっています。

ただし、スーパーマーケットのうち、食品、医薬品、衛生用品、燃料など、 生活必需品の売り場だけは営業を続けることができます。民間企業などを強 制的に休業させる直接的な規定はありません。歯科診療所や診療所、病院な どは、特措法の 45 条 2 項で定める「多数の者が利用する施設」には該当しま せんので、休診などを要請されることはありません。

以上